

令和7年11月定例会

建設委員会資料
(環境部)

建設委員会資料
令和7年12月16日
環境都市推進課

秋田市一般廃棄物処理基本計画の策定について

1 概要

秋田市一般廃棄物処理基本計画（以下「処理計画」という。）の策定については、学識経験者、事業者および市民公募委員等により構成される廃棄物減量等推進審議会へ7月に諮問し、これまで3回にわたって議論を進め、その結果を踏まえた素案を別紙のとおりとりまとめたところである。

2 処理計画の主な内容

(1) 計画期間（P 5）

計画期間は、令和17年度の供用開始を目指す新たな処理施設の稼働までとし、令和8年度を始期とし令和16年度末を終期とする。

(2) ごみ処理の課題（P 28、P 29）

家庭ごみに約12%含まれる食品ロスの発生抑制を進めることとし、経済的動機付けによるごみ減量を継続しながら、一層の減量を図る必要がある。

家庭ごみに約10%含まれる資源化が可能な紙のリサイクルを進めることとし、新たな処理施設が稼働する令和17年度にあわせ実施するプラスチックごみの分別収集に向け、具体的な検討を進める必要がある。

(3) 基本理念・基本方針（P 30、P 31）

市民・事業者・市が適切な役割分担のもと、持続可能な循環型社会を構築するため、資源循環の取組を進め、環境への負荷を低減することで、質の高い暮らしの実現に向け、協働で取り組むこととする。

(4) 数値目標・管理指標（P 38、P 39）

循環型社会形成に向けた国の動きも進んでいることから、さらなる減量を目指し、令和16年度までの次のとおり目標を設定する。

ア 一人1日当たりのごみ排出量

令和6年度（926 g）比約10%削減を目指し、833 gとする。

イ 一人1日当たりの家庭系ごみ排出量

令和6年度（476 g）比約12%削減を目指し、420 gとする。

ウ 事業系ごみ排出量

令和6年度（36,444 t）比約10%削減を目指し、32,800 tとする。

エ その他

数値目標を管理する指標を新たに設け、一人1日当たりのごみ溶融量や、一人1日当たり家庭系食品ロス量などの発生量を把握することで数値目標の進捗を確認し、その達成を目指すこととする。

3 審議会からの主な意見への対応

| 意見 | 対応 |
|---|---|
| ・処理計画で記載する課題、基本方針 個別施策が、どのように結びついて いるかわかりにくい（第2回） | ・「課題・基本方針・個別施策関係図」 を作成し、巻末に添付することで、 それぞれの関係を見える化した。 |
| ・基本理念・基本方針・個別施策と数 値目標はどのような関係に立つか わかりにくい（第2回） | ・P36に、それらの関係図を作成し、 計画にコラムとして、考え方を明記 した。 |

4 今後のスケジュール

- 令和7年12月 建設委員会で素案の説明
パブリックコメント・市民100人会による意見聴取
- 令和8年2月 第4回廃棄物減量等推進審議会、答申
- 3月 建設委員会で原案の説明
- 3月末 策定・公表

建設委員会資料
令和7年12月16日
環境都市推進課

家庭ごみ処理手数料引下げの方針について

1 概要

本市では、家庭用ごみ袋1リットルにつき1円の家庭ごみ処理手数料を市民が負担する有料化制度を、平成24年7月から実施している。

令和6年度の一人1日当たりの家庭系ごみ排出量(476g)が減量目標(令和7年度まで480g)を下回るなど、ごみ減量が一定の成果をあげてきていることや、社会経済情勢の変化などを踏まえ、市民負担の軽減を図るため、次のとおり家庭ごみ処理手数料の引下げを実施しようとするもの。

2 方針

循環型社会の形成を目指し、有料化による経済的動機付けを維持しつつ、手数料水準を引き下げるこことにより家計への負担軽減を図るもの。

なお、さらなるごみ減量を進める重要性は変わらないことから、今後は家庭ごみの中から重点的に削減すべき対象を絞り込み、一層のごみ減量を進めることとする。

(1) 引下げ額

有料化を実施している東北県庁所在市と比較し、本市のごみ袋価格が最高額であることを踏まえ、手数料の引下げ額を決定する。

(2) ごみ減量の数値目標

引き続き循環型社会の実現に向け、食品ロスの発生抑制や雑がみの再資源化の推進などに重点的に取り組むこととし、現在策定作業中である一般廃棄物処理基本計画の数値目標は、手数料を引き下げる場合であってもさらなる減量を目指した設定とする。

(3) 円滑な移行

手数料の引下げに当たっては、既存のごみ袋の流通や市民が購入する際に混乱が生じないよう、必要な対策を講ずることとし、円滑な移行に向け、小売事業者等と十分な調整を行う。

(4) 家庭ごみ処理手数料相当額の使途

家庭ごみ処理手数料相当額は、手数料引下げにより縮小することから、その使途については家庭ごみ減量に資する事業への重点化を図るとともに、施設整備の財源を確保するため、一般廃棄物処理施設整備基金への積立て割合は変更しない。

3 スケジュール（案）

- 令和7年12月 建設委員会において方針を説明
- 令和8年1月 建設委員会（閉会中審査を予定）において具体案を説明
- 2月 定例会において改正条例案および関連事業を含む当初予算案を提案
- 3月 改正条例案および予算案の審議
- 4月 市民・事業者へ周知、移行業務の開始
- 7月 手数料引下げを実施（改正条例施行）

建設委員会資料
令和7年12月16日
廃棄物対策課

不法投棄の情報提供に関する協定の締結について

1 概要

現在、本市の不法投棄対策として、本市職員および不法投棄監視員によるパトロールならびに市民からの通報等により、不法投棄の早期発見、調査、指導等を実施している。

今後、人口減少や高齢化等による監視体制の弱体化により、不法投棄の件数増加や事案の大規模化による行政代執行に伴う費用負担の発生が懸念される。

こうした事態を未然に防止するための方策として、業界団体等との協定を締結しようとするもの。

2 協定の要旨

- ・協定名称 廃棄物の不法投棄に係る情報提供に関する協定
- ・協定目的 不法投棄の撲滅に向けて、協定締結者と連携・協力し、監視の目を増やすことで、不法投棄の早期発見・拡大防止を図る。
- ・協定内容 廃棄物の不法投棄発見時の通報の協力
不法投棄に関する情報共有 など

3 今後の予定

協定の締結に向けて、現在、廃棄物行政と関わりのある業界団体等との調整を行っており、令和8年1月下旬を目処に協定締結式を行う予定としている。

また、今後は、市内での事業活動に自動車を使用する民間事業者等を対象に協定締結者を増やすことで、監視機会を拡充し、不法投棄対策の一層の強化を図っていく。

建設委員会資料
令和7年12月16日
ごみ処理施設建設準備室

秋田市・潟上市・八郎湖周辺清掃事務組合ブロック広域化協議会への
由利本荘市の参加について

1 概要

令和7年8月に由利本荘市から依頼があった、ごみ処理広域化ブロック協議会への参加について検討した結果、次のとおりスケジュールに影響が生じず、全ての自治体にメリットが認められることから、協議会として由利本荘市の参加を承諾し、今後は8自治体とともに、ごみ処理広域化に向けて進むこととした。

2 これまでの取組

(1) 7自治体での広域化基本協定締結（令和7年3月27日）

秋田市・潟上市・八郎湖周辺清掃事務組合ブロック広域化協議会を構成する7自治体が、将来のごみ処理広域化に向けた基本協定を締結した。

(2) 由利本荘市から「ごみ広域処理への参画に向けた検討依頼」受理（8月25日）

由利本荘市が、単独でのごみ処理施設整備が困難となったことから、上記協議会への参加について検討を依頼

検討依頼に当たって由利本荘市が報告した内容(別紙「3財政的メリット」参照)

①由利本荘市参加により、全ての自治体に建設費負担減などの財政的なメリットが得られる。

(3) 秋田県との調整

ごみ処理広域化のための施設整備に向けた事業に令和8年度から国の交付金を活用するため、県と相談しながら必要な手続を進めてきており、由利本荘市の参加に関して、県との間で次の点を確認している。

- ・由利本荘市を含めた広域化は、「秋田県ごみ処理広域化・集約化計画」(令和3年9月策定、以下「県計画」という。)で示されている広域化ブロックとは範囲が異なるものの、この広域化の取組は、令和6年3月に国から発出された広域化の推進を求める通知に沿うものである。

- ・県は、前述の国の通知を踏まえ、今後、県計画を改定する予定であり、この計画の改定に当たっては、県内で進行中のごみ処理広域化の協議の動向を考慮する。

(4) 参加に向けた条件

本ブロック協議会に参加するための必要な条件を精査し、協議会として対応を求めた。

由利本荘市が参加するための条件として協議会が示した内容

条件A ごみ量が増え施設規模が大きくなることで、建設に必要な面積が増えることが想定され、その場合においても新処理施設建設が可能な旨を示すこと。(別紙「4条件Aへの対応」参照)

条件B (3)を踏まえ、スケジュールに影響が生じず令和8年度から国交付金を活用し事業実施ができるよう申請書(循環型社会形成推進地域計画)等を調製すること。(別紙「5条件Bへの対応」参照)

(5) 臨時協議会（11月20日）の開催

協議会で示した上記条件について由利本荘市から別紙のとおり説明があった。

条件Aについては処理能力約400t/日の施設を施工可能であることを確認し、条件Bについては地域計画の加筆修正内容が十分であり、かつ、期限内の提出が可能となり事業スケジュールに影響が生じないことを確認したことから、協議会の総意として由利本荘市の参加を承諾した。

3 今後の取組

(1) 新ごみ処理施設整備に向けた事業準備

令和8年度から国の交付金を活用して実施することとして国への申請手続を進めており、来年度当初予算において、施設規模・配置・処理能力を定めるためのごみ処理施設整備基本計画策定や地歴調査、地質・測量調査等の経費を計上予定

(2) ごみ処理広域化協定の再締結

7自治体で締結しているごみ処理広域化協定について、由利本荘市を加え、8自治体に改めることとし、年度内に協定を再締結する。

由利本荘市の検討状況について

1 由利本荘市の対応

広域化ブロックへの参加に当たって、協議会に示された条件等について、由利本荘市は、環境専門コンサルタントに委託し、持続可能なごみ処理に係る可能性調査検討業務（以下「可能性調査」という。）、循環型社会形成推進地域計画（以下「地域計画」という。）の見直しに係る事業および建設可能性調査を実施し、次のとおり協議会へ報告した。

2 ごみ処理施設の現状とごみ焼却量の将来予測等

(1) ごみ焼却施設の現状

| | 秋田市総合 環境センター | 潟上市 クリーンセンター | 八郎湖周辺 クリーンセンター | 本荘清掃 センター |
|--------|-----------------------|-----------------------|---------------------|----------------------|
| 稼働開始年度 | H14(2002) | S58(1983) | H20(2008) | H6(1994) |
| 処理能力 | 460t/日 (230t/日、2炉) | 60t/日 (30t/16h、2炉) | 60t/日 (30t/日、2炉) | 130t/日 (65t/日、2炉) |

(2) ごみ焼却量の将来予測等

単位:t

| | 秋田市 | 潟上市 | 八郎湖 | 由利本荘市 | 合計 |
|--------|-------------|-----------|-----------|------------|--------------|
| 令和4年度 | 92,549 | 9,649 | 13,279 | 21,801 | 137,278 |
| 令和17年度 | 79,615(275) | 7,999(28) | 9,640(33) | 17,136(58) | 114,390(394) |

※ 新施設稼働開始は令和17年度を目指しており、当該年度の焼却量を予測している。

※ 括弧内は、必要となる処理能力:t/日

3 財政的メリット

可能性調査では、ごみ焼却量を元に8自治体による広域化の財政的なメリットを次のような試算結果を報告した。

単位:億円

| | 7自治体で 広域化する 場合(336) | | 8自治体で 広域化する 場合(394) | | 増減 | | |
|-------|---------------------------|-------|---------------------------|-------|-------|-------|-------|
| | 建設費 | 運営費 | 建設費 | 運営費 | 建設費 | 運営費 | 合計 |
| 秋田市 | 283.7 | 133.3 | 258.4 | 121.4 | ▲25.3 | ▲11.9 | ▲37.2 |
| 潟上市 | 28.5 | 13.4 | 26.0 | 12.2 | ▲ 2.5 | ▲ 1.2 | ▲ 3.7 |
| 八郎湖 | 34.3 | 16.1 | 31.3 | 14.7 | ▲ 3.1 | ▲ 1.4 | ▲ 4.5 |
| 由利本荘市 | | | 55.0 | 25.9 | 55.0 | 25.9 | 80.9 |
| 計 | 346.5 | 162.8 | 370.7 | 174.2 | 24.2 | 11.4 | 35.6 |

※ 建設費は、近年の事例から処理能力と建設費の近似式を設定し、令和7年7月の段階で推計した。近年は建設費が急騰しており、これを上回ることが想定される。運営費は、近年の事例から建設費の47%になると設定し、20年間の合計値で推計した。

※ 数値は四捨五入しているため、総数と個々の合計が一致しない場合がある。

※ 括弧内は、必要となる処理能力:t/日

4 条件Aへの対応（建設可能性調査結果の説明）

由利本荘市のごみ処理分が増えることで、施設の処理能力が336t/日から394t/日へ変更となることから、建設に必要な面積が増加することが予想され、こうした場合の施設の設置が可能か調査を実施した。

ア 調査内容

施設規模約400 t /日の処理能力を想定し、事業実施区域での施工可能性、概略建築面積などについて、実績のあるプラントメーカー8社へヒアリング調査を実施した。

イ 調査結果

(ア) 施工可否 8社中7社が施工可能と回答

(イ) 概略建築面積 4,700m²～7,150m²

(ウ) その他

- ・ 8社中7社は、施設規模が増加することで当たり建設工事費単価の削減が見込めると回答
- ・ 8社中6社は、規模が増加した場合にあっても建設工事期間は変わらないと回答

5 条件Bへの対応（地域計画の提出）

国の交付金を活用するため提出する地域計画について、加筆修正を行うための委託事業を実施し、成果品を提示した。